

第5章 裁決に対する訴えの提起状況

第1節 裁決に対する訴えの提起

高等海難審判庁が言渡した裁決に対して不服があるときは、東京高等裁判所に裁決取消しの行政訴訟を起こすことができる。訴えは裁決言渡の日から30日以内に提起しなければならない。

また、東京高等裁判所の判決に不服のあるときは、最高裁判所に上告することができる。

裁判の結果、裁決が取り消されたときは、高等海難審判庁は更に審判をしなければならないとされている。

第2節 訴えの提起があった事件の状況

東京高等裁判所へ訴えの提起があった裁決取消請求事件で、平成11年から12年に繰り越されたものは次の2件である。

＊引船新洋丸引船列貨物船ホンシュウ I 衝突事件

(11年3月19日裁決言渡、11年4月15日提訴)

＊旅客船第拾青丸プレジャーボート伊東衝突事件

(11年9月30日裁決言渡、11年10月25日提訴)

次に、最高裁判所に上告のあった裁決取消請求事件で、11年から12年に繰り越されたものはなかった。

また、12年において、東京高等裁判所へ訴えの提起があった裁決取消請求事件は次の4件であった。

＊油送船オウシャンスワロウ貨物船大翔丸衝突事件

(11年12月27日裁決言渡、12年1月20日提訴)

＊引船明治丸引船列漁船第一芳新丸衝突事件

(12年2月10日裁決言渡、12年3月7日提訴)

＊貨物船新栄丸貨物船アカデミック・セミノフ衝突事件

(12年3月30日裁決言渡、12年4月24日提訴)

＊交通船第八全功丸貨物船アナンゲル・エキスプレス水先修業生死亡事件

(12年7月4日裁決言渡、12年8月3日提訴)

東京高等裁判所における裁判の結果、引船新洋丸引船列貨物船ホンシュウ I 衝突事件については12年3月29日、引船明治丸引船列漁船第一芳新丸衝突事件については12年9月13日、旅客船第拾青丸プレジャーボート伊東衝突事件については12年12月13日に、それぞれ裁決取消請求を棄却する判決が言渡され、また、交通船第八全功丸貨物船アナンゲル・エキスプレス水先修業生死亡事件については12年9月28日に却下する判決が言渡され、さらに、油送船オウシャン

スワロウ貨物船大翔丸衝突事件については、2回の口頭弁論が行われたが、原告から12年6月20日取下げがなされ、当庁側が同意したことにより終了した。

その結果、12年12月末現在では、東京高等裁判所に1件係属中である。

5-2-1表 訴訟事務取扱状況

(単位：件)

区 分	繰 越	提 訴	上 告	計	取 下	判 決		未 済
						棄 却	却 下	
東京高等裁判所	2	4		6	1	3	1	1
最 高 裁 判 所								
計	2	4		6	1	3	1	1